

兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針

兵庫県教育委員会

本県では、社会や子どもたちを取り巻く状況が大きく変化する中で、学校の個性化・多様化の推進、入学者選抜制度・方法の改善などについて検討するため、平成10年に「全日制高等学校長期構想検討委員会」を設置し、その報告に基づいて、平成12年から二次にわたる「県立高等学校教育改革実施計画」を策定し、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを進めてきた。

平成21年度から25年度の間で推進している第二次実施計画においては、複数志願選抜制度を現行の16学区中12学区に導入するとともに学校の個性化・多様化を進める中、その総仕上げとして平成21年に「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置し、3年にわたり通学区域の望ましい在り方について検討いただいた。平成23年11月には、同委員会から高等学校の魅力・特色づくりを推進するとともに、生徒・保護者の高校を多様に選択できる権利を保障する観点からの最終報告を受けた。

兵庫県教育委員会は、通学区域検討委員会から受けた「兵庫県高等学校普通科の通学区域の在り方について（報告）」を踏まえ、生徒にとって多様な選択肢を確保するとともに、魅力ある高校づくりをさらに推進・発展させるため、下記の1～4の通学区域、実施時期等を決定し、必要な準備を行う。

記

1 通学区域

新通学区域については、複数志願選抜の全県導入のもと生徒の選択幅を可能な限り広げることを前提とし、今後の生徒数の増減、交通機関のつながり、生活圏や文化圏等を考慮し、現行の16学区を次の5学区に再編する。

現行通学区域	新通学区域
神戸第一・芦屋（4校）	第1学区（19校）
神戸第二（5校）	
神戸第三（7校）	
淡路（3校）	
尼崎（6校）	第2学区（29校）
西宮（6校）	
伊丹（7校）	
宝塚（4校）	
丹有（6校）	
明石（5校）	第3学区（20校）
加印（7校）	
北播（8校）	
姫路・福崎（12校）	第4学区（20校）
西播（8校）	
北但（4校）	第5学区（7校）
南但（3校）	
16学区	5学区（95校）

注）・カッコ内は全日制普通科（学年制）の高等学校数。

・市立高等学校（市教育委員会規則で決定）を含む。

2 実施時期

新通学区域の実施時期については、中学生が安心して受検に臨めるよう、「選抜制度の工夫・改善」や「進路指導に係る環境整備」などの制度設計及びそれを踏まえた学校現場の進路指導、中学生・保護者へ周知する期間を十分に確保するため、平成27年度入学者選抜（平成27年2、3月実施）からとする。

3 自由学区の見直し

下記の市区町に居住する受検生については、普通科（学年制）における特色選抜、推薦入学、複数志願選抜において、隣接市区町にある高等学校の受検を認める。

居住市区町	隣接市区町
神戸市北区	西宮市、三田市、三木市
神戸市西区	明石市、三木市
西宮市	神戸市北区
三田市	神戸市北区
明石市	神戸市西区、淡路市
淡路市	明石市
三木市	神戸市北区、神戸市西区
高砂市	姫路市
姫路市	高砂市
神河町	朝来市
朝来市	神河町

4 全日制普通科（単位制）・総合学科の通学区域

全日制普通科（単位制）・総合学科の学力検査における通学区域は、普通科（学年制）の新通学区域と同じとする。

5 実施に向けた諸準備

約半世紀の間、継続して実施してきた現行の通学区域の状況を踏まえ、地域の実情に十分配慮しながら、実施に向け必要となる制度設計等については、市町組合教育委員会や中・高校長会などの関係機関と十分に協議の上、平成24年度内を目途に決定し、公表する。

(1) 学区再編後の複数志願選抜制度の工夫・改善

受検生・保護者の学区再編に対する不安感を解消し、学区再編後の複数志願選抜の円滑な実施が行われるよう必要な工夫・改善を加える。

「その他校希望」の見直し

「その他校」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念が受検生・保護者にあることから、通学距離や時間を考慮した「その他校希望」制度となるよう、その在り方を見直す。

第1志望加算点の見直し

第1志望加算点検討委員会を設置し、受検生の学びたい高校へのチャレンジを支援する「第1志望加算点」となるよう見直す。（平成27年度入学者選抜（平成27年3月実施）の第1志望加算点の公表は、平成26年3月とする。）

但馬地域の選抜制度の工夫・改善

募集定員の一定の割合について、連携校からの志願を確保する「連携校方式」を残しつつ、生徒の選択幅を広げる但馬地域にふさわしい複数志願選抜制度とする。

自由学区見直しに伴う出願方法

自由学区見直しに伴い出願方法について検討を行う。

(2) 中学校の進路指導に係る環境整備

中学校において、通学区域再編後に円滑な進路指導が行えるよう、高校から中学校への情報提供や同一学区内の市町組合教育委員会間での進路指導に関する情報の共有化の方法等に順次工夫・改善を加えながら充実を図る。

中学校における進路指導への支援

- ・募集学級数や志望校決定の参考とするための進路希望調査の工夫・改善
- ・進路指導協議会（仮称）（市町間の進路指導の情報交換の場の設定）の設置
- ・中学校高等学校連絡会議（中学校進路担当者と高等学校担当者の連絡会議）等

新学習指導要領の趣旨を踏まえた評価規準による学習評価の定着

- ・調査書評定の検証（平成25、26年度入学者選抜）

情報提供の工夫

- ・オープン・ハイスクール（対象範囲や実施時期の改善）
- ・中学生・保護者対象学校説明会（一堂に会した説明会の実施）

(3) 新通学区域導入等に伴う周知・広報

選抜制度の工夫・改善内容など市町組合教育委員会や中学校・保護者をはじめ、関係者に対し丁寧に周知・広報する。

制度変更に係る広報

ホームページへの掲載、パンフレットの配布 等

未導入学区における複数志願選抜制度の周知・広報

説明会の開催、ホームページへの掲載、パンフレットの配布 等

(4) 新通学区域導入等に伴う配慮事項

通学費等、通学支援の在り方について検討

(5) 市町組合教育委員会との連携

全県地区代表者会、新通学区域教育長会議等の開催

6 高校の魅力・特色づくりと情報発信

社会の変化や中学生・保護者のニーズに対応した魅力ある高校づくりについて、コース・類型の充実、インスパイア・ハイスクール事業などの積極的活用による学校教育活動の活性化に取り組むなど、高校の一層の魅力・特色づくりを推進するとともに中学生・保護者に対してホームページや学校通信などのパンフレットを通じた積極的な情報発信に努める。

7 導入後の検証・改善

新通学区域導入後もその成果と課題について検証を行い、必要な改善に取り組む。